

税 理 士 の 最 強 ツ ー ル

TAINS だより

Tax Accountant Information Network System

2020 新年号

VOL26 No.221
2020年1月15日発行

賀
正



静岡県「富士山」

TAINS だより新年号をお届けします。

今年度事業部長に就任しました北海道税理士会所属の上田健一です。TAINS 事業部においては副部長をしておりまして、これまで通り TAINS だよりの発行、また、TAINS 研修会を行っていききたいと思います。

特に TAINS を活用した研修会を活発に開催し、会員の皆様の資質の向上を図るとともに、TAINS を PR し会員の増強につなげたいと思います。

新システム (TAINS6) がリリースされ早くも一年が過ぎました。皆様方からいただいている様々なご要望にお応えし、より役立つ TAINS を目指していききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一般社団法人日税連税法データベース
上田 健一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

Contents / 目次

2020 新年号
VOL26 No.221

- TAINS役員が語る活用法 _____ 2
常務理事 水澤 裕
- 特別寄稿 令和2年度税制改正とこれからの _____ 6
日本の税制～中小企業の立場から
日本商工会議所 産業政策第一部長 山内 清行
- メールニュース(2019年9月～2019年11月収録) _____ 12
- 研修会報告 _____ 18
- DB収録情報、会員数 _____ 22

TAINS 6

TAINS 役員が語る活用法

日税連税法データベース 常務理事 水澤 裕

1. はじめに

TAINS6 は、旧システムの良いところを生かしながら、欠点を徹底的に改善し、さらに新機能を追加しリリースしてからおよそ1年に亘り改善作業を継続することにより、当法人関係者が自信を持ってお勧めできるものに仕上がりました。

さて、「TAINS 役員が語る活用法」も第5回になると、検索の基本的な機能については紹介され尽くされた感がありますが、ここでは、これまであまり触れられてこなかった「検索対象の変更」機能とそれ以外の「役に立つ機能」を紹介します。

なお、本システムのブラウザ推奨環境が Google Chrome とされている関係上、特に断りがない場合には、画面イメージは当該ブラウザの画面です。

2. 検索対象の変更

TAINS に収録されている各情報は、タイトル、要点、概要、本文、TAINS キーワード（注）、別紙リンク、原本 URL 及び関連判決から構成されています。

旧システムでは、フリーワード検索の際の検索対象を「全文」すなわち上記のタイトルから TAINS キーワードまでに含まれるすべての語句としていましたが、本システムでは、デフォルト（初期の設定）の検索対象を TAINS キーワードの語群に限定しているため、TAINS キーワード又はそれに含まれる語句で検索したときには、適切に絞り込まれた情報が検索結果として表示されます。その一方で、TAINS キーワードではない語句で検索したときに検索結果がゼロまたはごく少数になることがあり、旧システムでできていた検索が本システムではできないという事象が生じます。

その場合には、「検索 TAINS キーワード」から「全文」に変更することにより、旧システムと同等の検索が機能し、改善されることがあります。

（注）TAINS 編集室では、各情報に対して、本文

中で重要な意味を持つ語句を標準化したタグを付けていますが、このタグを「TAINS キーワード」と称しています。



3. マイページ

本システムでは、会員個人の情報を管理することができる「マイページ」を作り、制度面の目玉企画としてクレジットカード決済と年会費制を導入しました。

クレジットカードを利用することにより、カード会社のポイントを獲得することができますし、年会費にすると、月会費より1年あたりおよそ1月分の会費相当額だけお得になります。

マイページを開くには、検索トップページ（ログイン後最初の画面）の右上の「人物」のマークをクリックし、「マイページ」をクリックすれば「マイページメニュー」が開きます。





(1) 支払い方法設定

マイページメニューの「支払い方法設定」をクリックして開きます。

クレジットカード決済に変更するには、メールアドレスの登録が必須になっているので、登録していない方は、あらかじめ「メールアドレス変更」で登録します。

支払い方法設定画面で「クレジットカード」の○を選択し、「保存」します。その後、「ペイメント設定リンクメール」が届くので、メールの内容に従って、カード決済会社の PayPal にカード情報を登録します。

年会費に変更するには、同じ画面で「年会費」を選択し「保存」します。



(2) 領収書・請求書の発行

領収書は、マイページメニューの「領収書の発行」をクリックして開き、ダウンロードして印刷することができます。

領収証の発行は、一件につき 1 回限りとなっております。

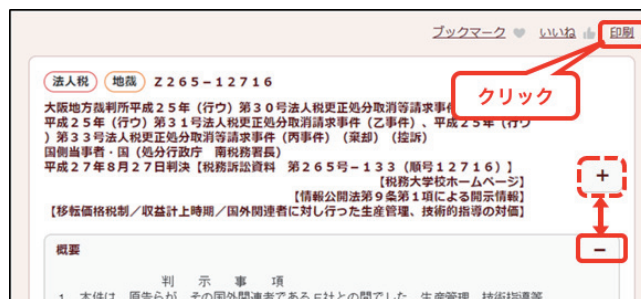


請求書もマイページメニューの「請求書の確認」画面で領収書の発行と同じ要領で発行することができます。

4. 出力機能

本システムでは、システムには印刷機能を実装せず、ブラウザの出力機能を利用することにしました。

判決・裁決詳細の画面を印刷する場合には、あらかじめタイトル・要点・概要・本文・TAINS キーワードのうち必要のないものを「-」で閉じ、必要なものを「+」で開いておきます。



「印刷」をクリックすれば、ブラウザの印刷機能が起動し、印刷画面が開きます。

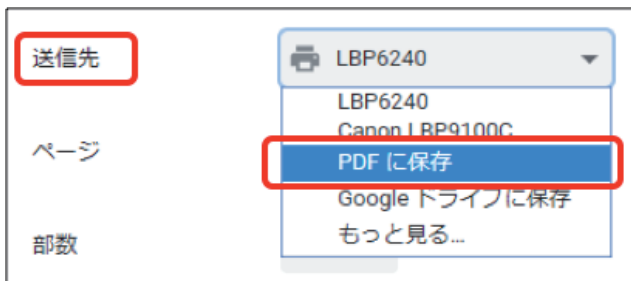


(1) 書面

上記の印刷画面で、送信先を適宜のプリンターに指定して、「印刷」を実行すれば書面で印刷されます。

(2)PDF

PDF で出力する場合には、印刷画面の送信先を「PDF に保存」にして印刷を実行すれば、データの保存画面（名前を付けて保存）が現れるので、任意の箇所に保存します。

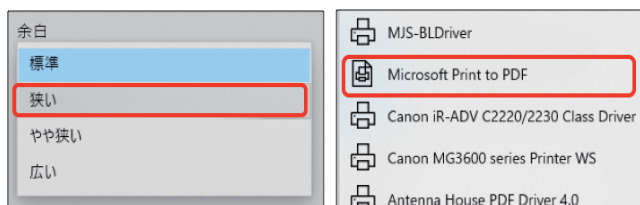


(3)Microsoft Edge を使う場合

印刷画面の本文中に不正の箇所が改行される事象が生じますが、これは印刷設定で余白を「狭い」にすることにより解消されます。

PDF で出力する場合には、印刷設定画面のプリンターの選択で「Microsoft Print PDF」を選択して印刷を実行します。

Microsoft Edgeの印刷設定画面



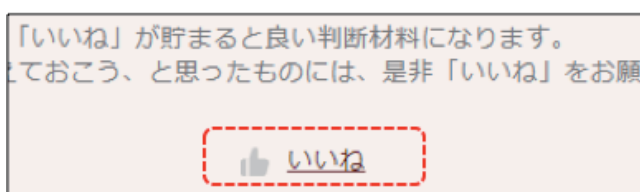
5. 「いいね」

「いいね」は、本システムで新たに導入された「目玉」ですが、ここでは「いいね」の取り消しの仕方と「いいね」リストの活用法を紹介します。

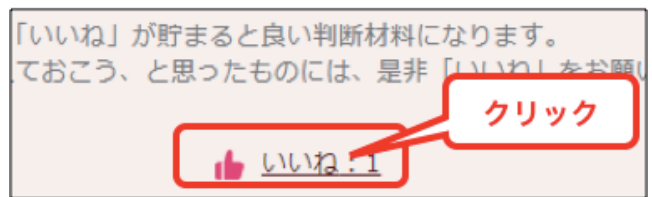
(1) 「いいね」の取り消し

自分が「いいね」したものは、画面の「いいね」を再度クリックすることによって取り消すことができるので、気兼ねなく「いいね」してください。

自分が「いいね」していない状態

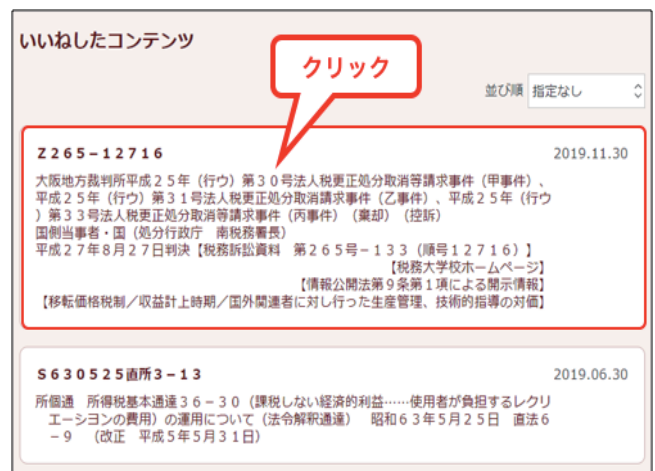


自分が「いいね」している状態



(2) 自分の「いいね」リストの表示

自分が「いいね」した情報を確認したい場合には、マイページメニューの「いいねしたコンテンツ」をクリックすれば一覧画面が開きます。各情報のタイトル（枠内）をクリックすると判決・裁決詳細画面に移動します。



6. 情報の保存機能

(1) ブックマーク

①個々にブックマークする

後々必要になる情報を個別に保存する機能です。「いいね」が会員同士の情報の有益性の共有機能であるのに対して、ブックマークは自分のための整理・保存機能です。

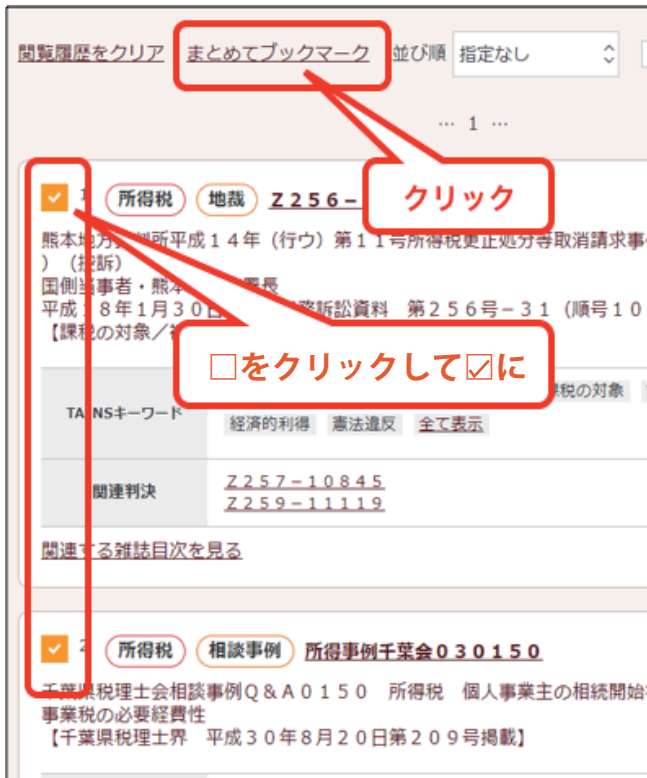
各情報の「ブックマーク」をクリックすると保存画面が現れるので、適宜のグループ名を入力して「ブックマークする」をクリックして保存します。過去に作成したグループに登録することもできます。



②まとめてブックマークする

複数の情報をまとめてブックマークすることもできます。

そのときは、検索結果一覧画面で、ブックマークしたい情報の左上の□をクリックしてチェックマークを付けて「まとめてブックマーク」をクリックすると上記の画面が現れるので、「個々にブックマークする」と同じ要領で保存します。



③ブックマークした情報を見る

自分がブックマークした情報については、画面上部の「ブックマーク一覧」を開くとグループごとに登録されているので、それぞれの「一覧を見る」をクリックし、一覧表示される情報の中から必要なものを開いて見ることができます。



(2) 検索条件の保存

複雑な検索条件で有用なものは「検索条件の保存」機能で保存することができます。

「TAINSコードなど、細かい条件を指定して検索」をクリックして開き、必要な条件を設定して「検索条件を保存」をクリックすると保存画面が表示されるので、適宜の名称を付して保存します。



保存した条件で検索したいときには、「TAINSコードなど、細かい条件を指定して検索」の「保存した条件で探す」または画面上部の「保存した条件一覧」をクリックすると「保存した条件一覧」が表示されるので、各条件の「この条件で検索」をクリックすれば検索が実行されます。



7. むすびに

TAINS は、税理士の進化に合わせて日々進化します。

システム面では、税理士にとって使い勝手のよいものになるよう妥協することなく日々改善に取り組むとともに、AIの導入の検討も進めております。コンテンツ面では、有用な情報を早く、不足なく収録できるよう心がけており、また、提携サイトの充実を図るべく出版社との交渉を進めております。

今後のTAINSにご期待ください。

令和2年度税制改正と これからの日本の税制～中小企業の立場から

日本商工会議所 産業政策第一部長 山内 清行

1. はじめに

中小企業は、わが国雇用の約7割を占めており、特に三大都市圏を除いた地域で見れば、中小企業の雇用は8割以上を占めている。その雇用から発生する所得税は約 3.8 兆円に達し、給与から発生する所得税収の約4割を占めている。また、中小企業が負担する社会保険料事業主拠出分は約 13.7 兆円（大企業負担分：約 13.4 兆円）に上るなど、中小企業は雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。

一方で、わが国は、少子高齢化に伴う国内市場の縮小、労働力人口の減少という構造的課題に直面しており、これらの課題は、中小企業においては「後継者難による廃業増」や「人手不足」という形で深刻な影響を及ぼしている。近年の税制改正においても、これらの課題に対応するための取組みが中心になっている。

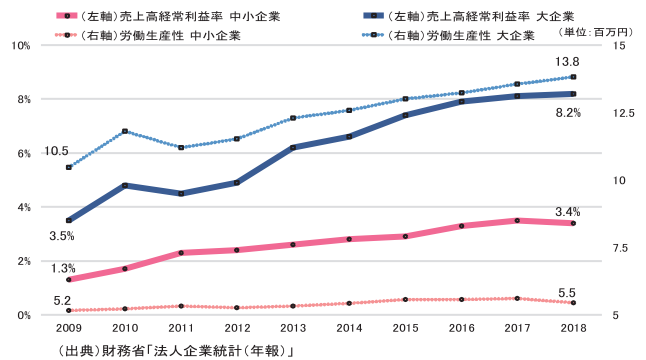
本稿では、人手不足と生産性向上を中心に、中小企業を取り巻く現状と課題について述べるとともに、令和2年度税制改正における中小企業関係税制の概要を紹介する。

2. 中小企業を取り巻く現状と課題

(1) 大企業と中小企業の格差拡大

アベノミクスによる景気回復を受け、大企業の収益力（売上高経常利益率）や労働生産性（従業員1人当付加価値額）が大きく伸びる一方、中小企業は、収益力および労働生産性ともに伸び悩んでいる。その結果、大企業と中小企業の格差が拡大している。

<図表>売上高経常利益率と労働生産性の推移

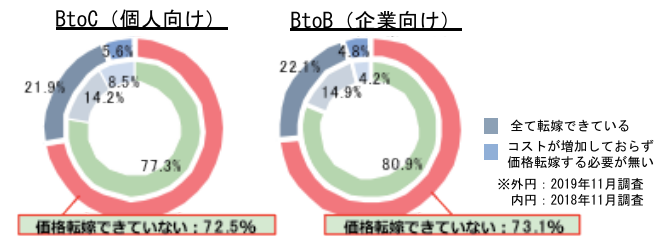


(2) 中小企業は価格転嫁に難航

大企業と中小企業の格差拡大の要因は、中小企業がコストアップを十分に価格転嫁できないことによるところが大きい。

日本商工会議所の調査では、依然として価格転嫁できていない企業が7割を超えており、価格転嫁が難しい状況が続いている。

<図表>価格転嫁の動向



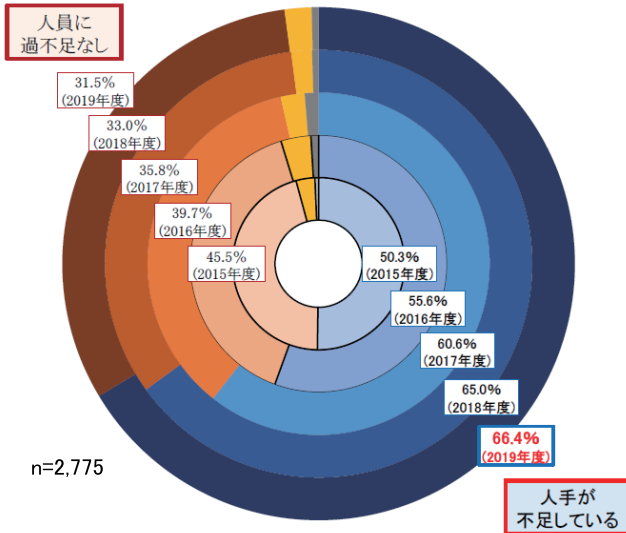
出典：日商「商工会議所LOBO(早期景気観測)」(2019年11月)

(3) 人手不足の深刻化と中小企業の賃上げの動向

少子高齢化に伴う労働力人口の減少は、中小企業の経営に大きな影響を及ぼし始めている。日本商工会議所の調査では、人手不足を訴える中小企業の割合は毎年増加しており、直近の2019年調査では66%に達している。人手が充足できない理由として

は、「立地地域に求めている人材がいない（人口減少や大都市圏への流出等でそもそも人がいない）」、「入社した人材がミスマッチを感じて退職してしまう」といった声が多数寄せられている。

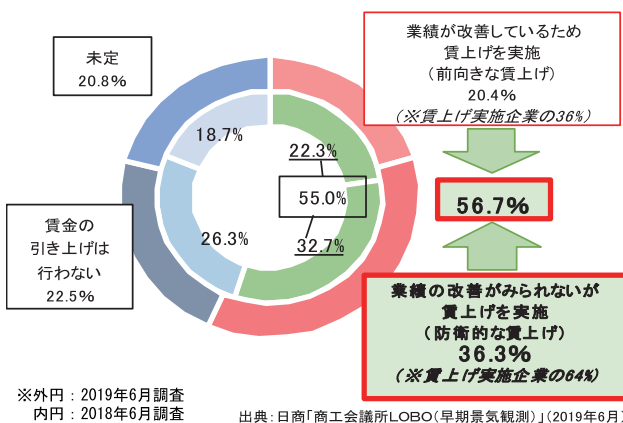
<図表>中小企業における人員の過不足状況



(出典)日商「人手不足等への対応に関する調査」(2019年6月)

このように深刻化する人手不足の中で、中小企業においても、人材の維持・確保のために賃金を引き上げざるを得ず、その結果、中小企業の労働分配率は高止まりしている。日本商工会議所の調査では、賃上げを実施した中小企業が過半数を占めるものの、その多くは業績の改善がみられない中で、人材確保のために行う「防衛的な賃上げ」である。また「人材定着のため福利厚生や待遇面での改善も図る必要があり、人件費が高騰している」との声も聞かれ、人件費の負担増が経営を圧迫している状況にある。

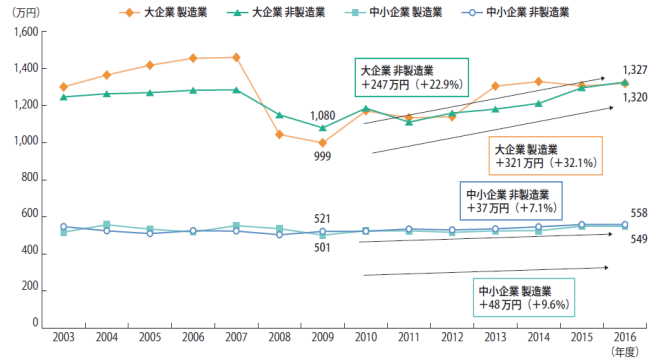
<図表>中小企業の所定内賃金の動向



(4) 生産性向上と中小企業の設備投資

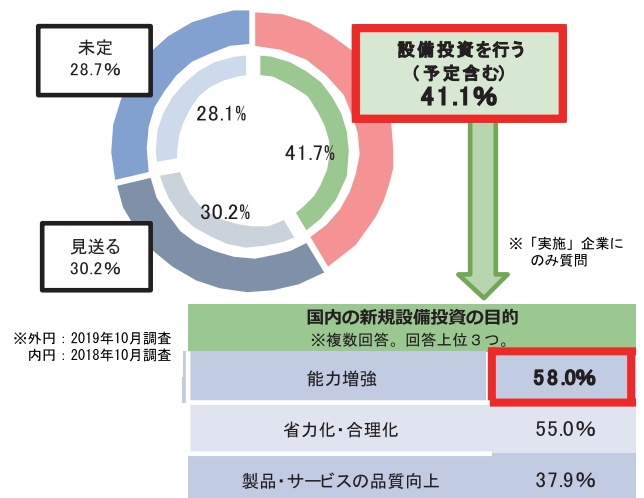
労働力人口の減少という構造的課題に対応するためには、生産性向上が不可欠である。しかしながら、中小企業の労働生産性は、大企業と比較して2分の1以下という状況にある。

<図表>大企業と中小企業の労働生産性の推移



生産性向上を図るため、設備投資は有効な手段である。日本商工会議所が実施した調査では、2019年度に設備投資を実施する中小企業は約4割に達している。設備投資の目的としては「能力増強」と回答する中小企業が約6割と最も多く、そのほか「省力化・合理化」、「製品・サービスの品質向上」、「新製品生産」が上位を占めている。

<図表>中小企業の設備投資動向



(5) 中小企業の事業承継

中小企業は 2009 年からの 7 年間で約 63

万者減少しており、その要因として、廃業の増加や経営者の高齢化の進展が指摘されている。取得できる最新の統計である2015年の中小企業の経営者の年齢分布を見ると、最も人数の多い年齢は66歳となっている。1995年時点では、最も多い年齢は47歳であり、20年の間に経営者の年齢がそのまま20歳近くシフトしたことになる。このまま事業承継が進まないと、今後10年間で約30万人の経営者が引退期である70歳を超えることになる。

こうした「大企業承継時代」とも言える状況を踏まえ、平成30年度税制改正において、円滑な事業承継を促進するために事業承継税制の抜本拡充が図られた。事業承継税制の適用を受けるために、都道府県へ提出する特例承継計画の提出数は、2018年4月から2019年10月までの実績で4,941件に上っており、中小企業の事業承継に向けた取り組みが活発化していることが伺える。

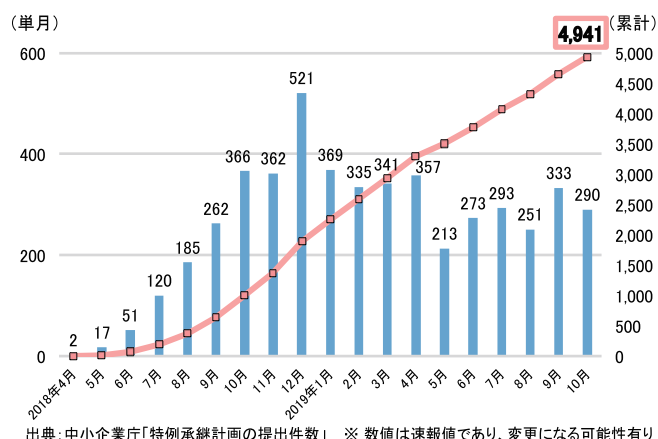
創設、エンジェル税制の拡充、少額減価償却資産の損金算入特例の延長、交際費課税特例の延長、消費税率引上げ・軽減税率制度の導入に向けた課題への対応等について意見を取りまとめ、全国515商工会議所が一体となって、地元選出の国会議員等に対して積極的な要望・陳情活動を展開した結果、要望事項の多くが令和2年度税制改正大綱に反映された。

日本商工会議所では、中小・小規模企業向けに税制改正の内容を広く周知するため、改正の概要を解説したチラシを作成し、全国の商工会議所を通じて配布しているほか、ホームページでも紹介している

(<https://www.jcci.or.jp/recommend/zeisei.html>)。

以下では、中小・小規模企業に係る税制改正内容について、順次紹介する。

<図表> 特例承継計画の提出件数



(1) オープンイノベーションを促進する税制措置の創設

近年、地域経済を牽引する中小企業が新たなサービスや商品開発を行う際、新しい技術・ノウハウ等を持つベンチャー企業と協業する取り組みが注目を集めている。こうした中小企業とベンチャー企業のオープンイノベーションを後押しするため、事業会社等が一定のベンチャー企業に出資した場合、その出資額の25%を所得控除する税制措置が、2年間の時限措置として創設される。

出資を行う企業要件は、①国内事業会社、または、②国内事業会社によるベンチャーキャピタル。1億円以上（中小企業は1,000万円以上）の出資が対象となり、出資を受けるベンチャー企業は新規性・成長性のある設立10年未満の未上場ベンチャー企業であること等が要件となる。

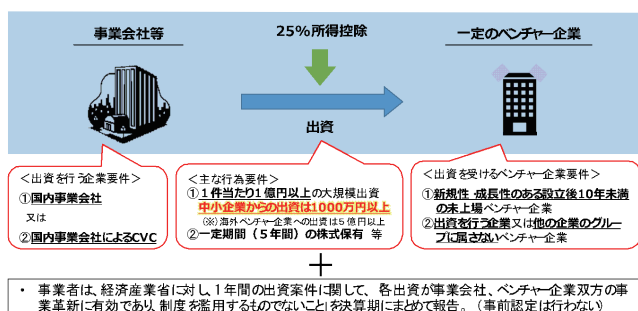
出資を行う企業が短期間で株を売り抜けるのを防ぐため、5年間の保有を義務付ける。5年以内に出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する。本制度が本来の趣旨に沿って利用されるよう経済産業大臣が確認する仕組みも設ける。

3. 令和2年度税制改正における中小企業関係税制の概要

商工会議所は、全国515か所に設置され、124万者の会員を有しており、その多くは地域の中小・小規模企業である。日本商工会議所は、こうした中小・小規模企業の活力強化、地域経済の活性化の観点から、国に対して政策提言を行っており、税制については、毎年9月に翌年度の税制改正に関する意見を公表している。

令和2年度税制改正では、オープンイノベーションの促進に向けたインセンティブ措置の

<図表>オープンイノベーションを促進する税制措置の概要

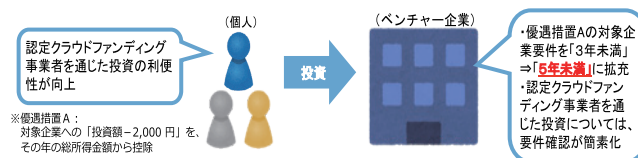


(2) エンジェル税制の拡充

個人投資家からベンチャー企業への投資を促進するため、対象企業の要件が「設立3年未満」から「設立5年未満」に緩和される。また、株式投資型クラウドファンディング事業者が認定対象に追加され、クラウドファンディング事業者を通じた投資の利便性が向上する。

なお、投資家ごとの年間控除対象投資額は1,000万円から800万円に変更される。

<図表>エンジェル税制の概要



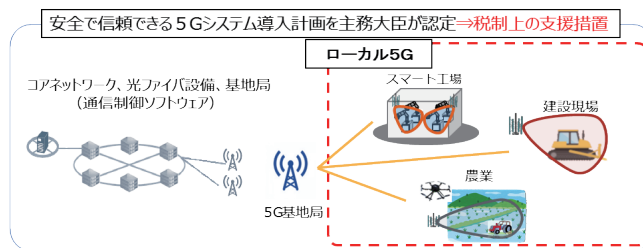
(3) 5G投資促進税制の創設

信頼できるベンダーの育成を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行うため、5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が、2年間の時限措置として創設される。

対象設備は、大手通信キャリアが整備する基地局および製造事業者等によるローカル5G設備(送受信装置等)。取得価額の30%特別償却または15%税額控除が選択できる。

ローカル5Gについては、固定資産税の特例が措置され、取得後3年度分の課税標準が2分の1に軽減される。

<図表>5G投資促進税制の概要



課税の特例の内容		【法人税・所得税】	
対象事業者	対象設備	税額控除	特別償却
全国キャリア	無線設備等	15%	30%
ローカル5G免許人	無線設備 交換設備 伝送路設備等	15%	30%

【固定資産税】(ローカル5G事業者に限る)
 ・3年間、課税標準を1/2とする

(4) 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業が1件30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、合計300万円を上限として即時償却(全額損金算入)を可能とする措置が2年間延長される。

なお、適用要件は一部見直しが行われ、連結納税制度適用事業所が適用除外となる他、常時使用する従業員数の要件が「1,000人以下」から「500人以下」に引き下げられる。

(5) 交際費課税特例の延長

中小企業の販路開拓・取引先との関係維持や地域貢献等に活用されている交際費の損金算入措置は、①800万円までの全額損金算入、または、②接待飲食費の50%の損金算入、の選択適用が2年間延長される。

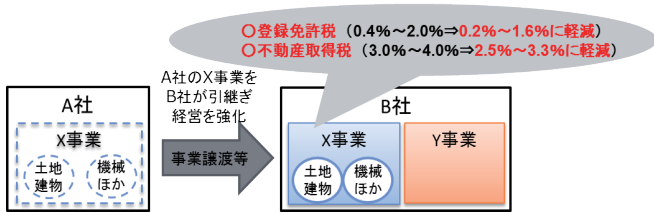
②については、これまで大企業も適用可能であったが、資本金100億円超の法人が適用除外となる。

(6) 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図り、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要である。こうした中、認定を受けた経営力向上計画に基づき再編・統

合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで次世代への経営引継ぎを加速させる措置について、適用期限が2年間延長される。

＜図表＞中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の概要



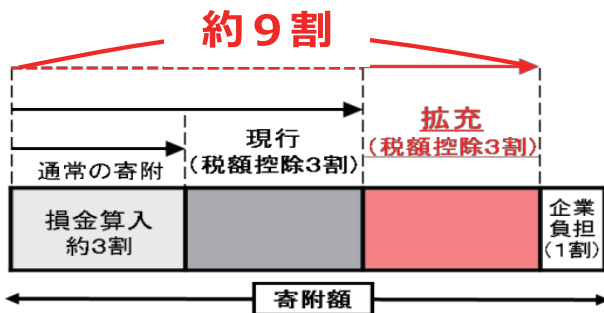
(7) 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例の延長

長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した際の譲渡益の課税繰延を認める制度が3年間延長される。

(8) 企業版ふるさと納税の延長・拡充

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、税額控除割合を現行3割から6割へ拡充するとともに、適用期限が5年間延長される。

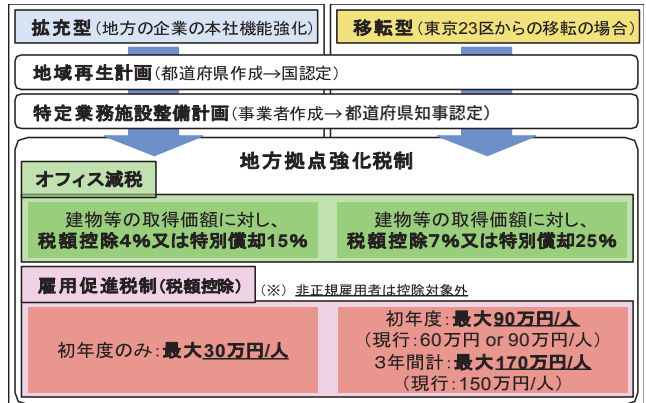
＜図表＞企業版ふるさと納税の概要



(9) 地方拠点強化税制の延長・拡充

本社機能の地方への移転、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置であり、オフィス減税・雇用促進税制とともに、適用期限が2年間延長される。あわせて、雇用促進税制(移転型)の税額控除を拡大するとともに、雇用促進税制(移転型・拡充型)の適用要件を緩和する。

＜図表＞地方拠点強化税制の概要



(10) 連結納税の簡素化

事務負担軽減の観点から、親会社・子会社それぞれを納税単位とする個別申告方式への見直し等により制度を簡素化する。なお、研究開発税制、外国税額控除等のグループ調整計算の取り扱いは維持される。

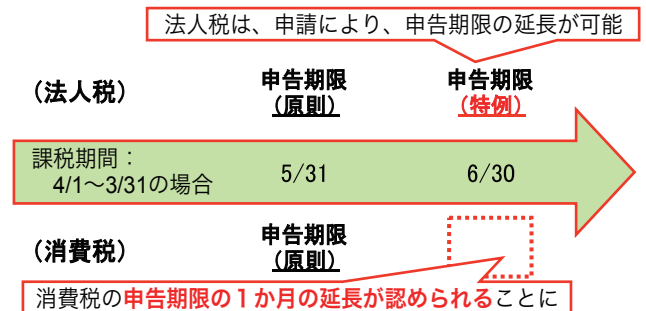
2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

(11) 消費税申告期限の延長の特例の創設

働き方改革が進められる中、企業は非効率な業務プロセスの見直し等を行い、従業員の生産性をより一層向上させる取り組みが求められている。納税申告に係る事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税と同様に、消費税の申告期限を1か月に限り延長する特例が創設される。

2021年3月31日以後終了する事業年度の課税期間から適用される。

＜図表＞消費税申告期限の延長の特例の概要



※2021年3月31日以降に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用

4. 消費税率の引上げ、軽減税率制度導入による中小企業への影響

昨年10月より、消費税率が10%に引き上げられるとともに、わが国で初めてとなる軽減税率制度が導入された。

昨年11月に実施した日本商工会議所の調査では、消費税率引き上げに伴う中小企業の経営への影響について「消費の落ち込みによる売上の減少」を指摘する声が4割と最も多く寄せられた。米中貿易摩擦や2度の台風被害などが重なり、全体的に経済の不透明感が増している中で、消費税率引き上げによって消費者の節約志向が一層強まったことが要因と考えられる。

こうしたなか、政府は事業規模26兆円程度となる「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定した。防災対策や国内景気の下支えなどが柱となり、国と地方の財政支出などを含めた財政措置は13兆円規模となる。15か月予算の編成がなされたことから、当面の需要喚起にとどまらず、東京オリンピック・パラリンピック後も持続可能な経済成長が期待されるが、景気の動向については引き続き注視する必要がある。

消費税の軽減税率制度については、制度導入による大きな混乱は生じなかったものの、中小企業は経理事務などに大きな負担を感じている。深刻な人手不足の中で、事業者は、最低賃金引上げ、時間外労働規制などへの対応に迫られ、生産性向上に急ぎ取り組んでいる中で、納税事務負担の増加は軽視できない課題である。

また、2023年10月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、食料品を扱う事業者のみならず、全ての事業者が経理事務等の変更を余儀なくされるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されることが懸念される。「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において、「消

費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずる」と規定されており、いずれ検証がなされることとなっているが、この点に関して日本商工会議所では、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである旨、主張しているところである。

5. 最後に

最後に、中小企業税制に関する商工会議所の考え方を紹介したい。

これまでの累次の税制改正においては、大企業やグローバル標準を中小企業に当てはめるような議論が度々行われてきた。例えば、法人実効税率の引下げの財源として、建物や建物付属設備等の減価償却資産の償却方法について定率法を廃止して定額法へ一本化する変更が行われてきた。中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、定額法への変更は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業経営者からは、建物や建物付属設備等について定率法を適用可能とする等、経営実態を十分踏まえた償却方法に見直すべきとの声が数多く寄せられている。

また、消費税軽減税率対応、最低賃金引上げ、時間外労働規制、被用者保険の適用拡大等、中小企業が乗り越えるべき課題が山積する中であって、中小企業は、事業承継、設備投資・人材投資等による生産性向上に向けた取り組みを一層加速させ、新たな付加価値を生み出すビジネスモデルへの挑戦が求められている。

今後の税制改正に際しては、こうした時代の変化を捉え、中小企業の自由闊達な活動を促し、その活力を最大限引き出す観点が重要である。



■TAINSメールニュース No.427 2019.9.5

消滅時効の援用～貸金債権と債務者に対する求償権は別個として納税者勝訴

(平30-09-25 東京地裁 全部取消し 確定 Z888-2235)

原告の父は、原告の連帯保証人から脱退することを条件に、平成12年12月28日、関係者間の合意に基づき、金融機関に内入償還として2億円を支払いました。父の死亡により本件貸金債権(2億円の貸金返還請求権)を相続した原告の弟が、原告に対し、このうち200万円の支払を求める別件貸金訴訟を横浜地裁に提起したところ、原告が消滅時効を援用する旨の意思表示をしました。横浜地裁は、平成25年4月、消滅時効が完成していると判断しました。(確定)

本件は、2億円の経済的利益(一時所得)を享受したとしてされた平成25年分の更正処分等の取消しを求める事案ですが、「時効援用の意思表示により、本件求償権等が消滅

したか否か」について、裁判所は、次のとおり判断しました。

本件貸金債権は、父と原告との間の金銭消費貸借契約によって生じる債権であり、第三者弁済をした者が取得し得る債務者に対する求償権とは発生原因を異にする別個の債権であることが明らかである。

原告が別件貸金訴訟の口頭弁論における消滅時効の援用の意思表示の対象とした債権は、本件貸金債権のみであると認められ、原告が平成25年2月1日に本件求償権等について消滅時効を援用する旨の意思表示をした事実は認められない。時効援用の意思表示によって求償権等が消滅したもとは認められないから、2億円の経済的利益を享受したもとは認められない。

《検索方法》【キーワード】Z888-2235

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

■TAINSメールニュース No.428 2019.9.12

所得区分／法人から分配される宅地分譲事業に係る利益

(平30-01-23 東京地裁 一部取消し Z888-2217)

本件は、パチンコ業を営む原告が、不動産会社A社と共に実施した宅地分譲事業について、A社から提起された別件訴訟の結果に従い、A社に対して支払った損失負担金、弁護士費用及び訴訟費用を事業所得の必要経費に算入して平成21年分所得税の申告をしたところ、処分行政庁から、宅地分譲はA社の単独事業であるとして更正処分等を受けた事案です。裁判所は次のように判示しました。

原告とA社とは、A社において宅地等の開発分譲を実施し、損益を両者で折半することを合意しており、原告はA社から利益の分配を受けるものと解される。

原告が、宅地分譲において果たした役割や宅地分譲の

意思決定に関わり得る地位にあったことに鑑みれば、原告は、本件宅地分譲に関して、実質的にA社と共同してその事業を営む者としての地位を有するものと認められる。したがって、原告が利益の分配を受けることに係る所得区分は事業所得に当たり、損失負担金は事業所得の必要経費になるというべきである。

しかし、宅地分譲は平成20年6月に完了しており、その時点で債務は成立しているから、損失負担金を平成21年分の事業所得から控除することはできない。

A社との損失の負担に係る別件訴訟に要した弁護士費用及び訴訟費用は、事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な費用に当たるといふべきである。

《検索方法》【キーワード】Z888-2217

(税法データベース編集室：市野瀬 香子)

■TAINSメールニュース No.429 2019.9.19

課税仕入れの時期／建物等の譲受けの場合／契約基準(通達ただし書)の適用

(平31-03-14 東京地裁 棄却 Z888-2248)

原告が、建物の支払対価の額について、売買契約締結日が課税仕入れを行った日であるとして、消費税等の申告をしたところ、課税仕入れを行った日は、建物の引渡しを受けた日であるとして、更正処分等を受けた事案です。

固定資産の譲渡等については、引渡しという外形的事実があれば、権利が確定したとすることができるのであって、基本通達9-1-13は、その趣旨を確認的に定めたものにすぎない。通達ただし書も、契約においてその効力発生日を資産の譲渡の日と定めている場合に、効力発生日をもって権利が確定したと認められる事情があるときは、その

日を「課税仕入れを行った日」とすることも法30条1項1号に反しない旨を確認する趣旨のものにすぎないと解される。

売買契約の履行状況についてみると、(1)原告及び売主は、平成25年12月2日、売買契約を原因とする所有権移転登記を了したと、(2)原告と管理会社との間で、同日を契約開始日とする建物賃貸借契約及び管理業務契約が締結され、原告は同日から賃料の収受を開始したことが、それぞれ認められる。

したがって、建物の取得に係る「課税仕入れを行った日」は、課税期間に属さない平成25年12月2日であると認められる。

《検索方法》【キーワード】Z888-2248

(税法データベース編集室：大高 由美子)



TAINSメールニュース No.432 2019.10.10

重加算税／輸入商品のネット販売／委託販売に
仮装した棚卸資産の仕入販売

(平30-02-06 非公開裁決 棄却 F0-1-894)

本件は、海外の取引先であるAから輸入した商品をインターネット販売する事業(本件事業)を営む請求人が、本件事業に係る収入等について申告をせず、又は受託販売として申告したところ、原処分庁が本件ネット販売は顧客に対する通常の棚卸資産の販売(仕入販売)に該当するとして所得税等の決定処分等をした事案です。審判所は次のとおり判断して、請求人の請求を棄却しました。

販売委託契約とは、委託者と受託者との間において、委託者が受託者に商品等を供給し、受託者は、自己の名において第三者との売買等の取引をするが、当該第三者との取引は委託者の計算においてされ、受託者は委託者から手数料等の報酬を取得することを合意内容とする契約である

と解される。

請求人は、Aから商品が発送された都度間もない時期に請求され、当該請求額を決済していたところ、当該決済金額は、エクセルデータに記載された商品の価格に注文数を乗じる等、支払時期、支払額の計算方法、決済方法等のほか、請求人とAの価格交渉等の状況等の各事実に照らせば、請求人とAとの本件商品に係る取引は、請求人による本件商品の仕入れとみることが相当であり、Aが自らの商品を請求人に委託して販売するために提供していたものとは認められない。

請求人は、取引実態とは異なる委託契約書、領収証等を作成するなどし、当該事業実態を隠匿していたと認められ、請求人の当該一連の行為は、通則法第68条に規定する隠蔽又は仮装の事実に該当する。

《検索方法》【キーワード】 F0-1-894

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

TAINSメールニュース No.433 2019.10.17

建物の取得価額～売買契約書に記載の消費税額
等から算出することの可否～

(平30-09-11 非公開裁決 棄却 F0-2-858)

不動産賃貸業を営む請求人が、土地とともに一括取得した中古の区分所有建物について、売買契約において定められた建物価額を減価償却資産の取得価額とし、かつ、課税仕入れに係る支払対価の額として法人税等の申告をしたところ、原処分庁が、当該土地及び建物の取得価額の算出は「固定資産税評価額比按分法」によるのが合理的であるとして、法人税等の更正処分等を行いました。

これに対し、請求人が、当該売買契約において定められた建物価額は合理的かつ経済的な妥当性のある金額であり(土地と建物の価額割合は1:9)、「固定資産税評価額比按分法」によると、本件土地は区分所

有建物の一部である本件建物の敷地であり、請求人以外の区分所有者の借地権が設定されている土地であるにもかかわらず、更地価額を基に按分することは相当ではないと主張して争った事案です。審判所は次のように判断し、請求人の主張を退けました。

本件建物売買価額は、基本的には本件売買契約で合意があった建物の取得価額とすることになるが、その客観的な価値と比較して著しく不合理なものであると認められるから、合理性のある算出方法である固定資産税評価額比按分法により、本件土地及び建物それぞれの取得価額を算出すべきである。

したがって、本件建物の取得価額は原処分庁認定額と同額となり、本件法人税各更正処分は適法である。

《検索方法》【キーワード】 F0-2-858

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

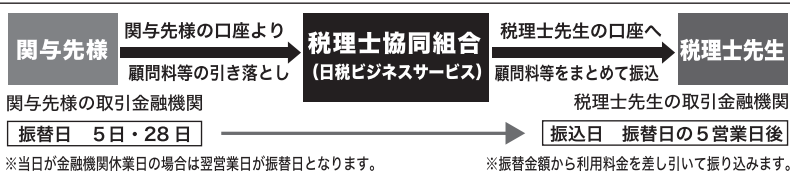
税理士顧問料の集金は

税理士協同組合の

報酬自動支払制度

税理士顧問料を専門にお取り扱いする口座振替システムです。

顧問料を関与先様の口座から引き落とし、税理士先生の口座へまとめてお振込いたします。



【選べる2つの方式】



帳票を毎月郵送

●基本料無料で1件335円
から利用可能!●開業したばかりでこれから
関与先様を増やしたい方
におすすめ。

ネットで管理も楽々

●インターネット環境でリアル
タイムに効率よく管理し
たい方におすすめ。●e-NETの集金支援システム特許取得
(特許第5117097号)選ばれる
理由① 「税理士報酬専門」
だから使いやすい!② 定期・定額の請求
以外にも対応!③ 税理士界一筋
45年以上の信頼と実績

ホームページをご覧ください。

報酬自動支払制度 🔍 検索

東京税理士協同組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
http://www.tozeikyoo.or.jpお問合せ
資料請求

0120-155-551

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス

ホームページ
からどうぞ



TAINSメールニュース No.434 2019.10.24

組織再編成に係る行為計算否認～特定資本関係5
年超要件を満たす適格合併～

(令01-06-27 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2251)

本件は、自動車部品等の製造・販売を行う原告が、その完全子会社(旧子会社)を被合併法人とする適格合併を行い、その子会社が有していた未処理欠損金額を法人税法57条2項の適用により原告の欠損金額とみなして損金に算入して法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁から、同法132条の2の適用により更正処分等を受けたことから、これらの一部の取消しを求めた事案です。

争点は、同法132条の2による未処理欠損金額の損金算入の否認が適法であるか否かですが、東京地裁は、平成28年2月29日最高裁判例(Z266-12813・ヤフー事件)を参照して検討した上で、次のとおり判断しました。

本件合併は、通常想定されない組織再編成の手順や方法に基づくものであり、実態とはかい離した形式を作出するものであって、その態様が不自然なものであることに加えて、本件未処理欠損金額の引継ぎによって原告の法人税の負担を減少させること以外に本件合併を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事情があったとは認められないことからすれば、法人税法57条2項の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものというべきである。

そうすると、本件合併は、組織再編税制に係る規定を租税回避の手段として濫用することによって法人税の負担を減少させるものとして、同法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たる。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2251

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.435 2019.10.31

市民税等の延滞金減免申請／棄却処分通知書の
理由不備につき「不当」と認定

(平30-03-14 裁決 認容 F0-7-009)

本件は、請求人が平成22年以後3年間の市民税等の延滞金について減免申請をしたところ、処分庁が棄却の処分をしたことから、請求人が、減免事由を具備しており、処分通知書にも理由付記の不備があるとして、その取消しを求めた事案です。審査庁は、減免事由は認められないが、理由の付記については、違法ではないが、不当であるとして、棄却処分を取り消しました。

請求人は、平成22年1月の事業廃止から再就職により給与収入を得るまでの約2か月間は困窮状況に置かれたことが窺われるものの、この期間に対応する延滞金は存在せず、その後、生活の基盤を回復していることが認

められ、さいたま市市税規則に定める「やむを得ない事情」があったと認めることはできない。

さいたま市には処分等を行うに当たって理由の提示を義務付ける条例等が存在しない以上、通知書にその処分理由が具体的に付記されていなかったとしても、そのことによって本件処分が直ちに違法であるということとはできないが、延滞金の減免処分に係る市長の裁量権の範囲はなお相当に広いことを踏まえると、処分に当たっては十分な理由提示を行うことが求められるものといえる。しかし、本件処分に係る通知書の理由の付記は、申請者に対する配慮を著しく欠いた不当なものというだけでなく、処分庁の判断の慎重・合理性を欠く、極めて不十分なものであったと言わざるを得ない。

〈検索方法〉【キーワード】F0-7-009

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン
 ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



全国税理士共栄会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F TEL.03(5740)8331 FAX.03(5740)8333 <http://www.zenzeiyo.com/>

■TAINSメールニュース No.436 2019.11.7

行為計算否認／組織再編に伴う同族会社からの借入
(R01-06-27 東京地裁 全部取消し・控訴 Z888-2250)

原告が、同族会社である外国法人からの借入れに係る支払利息の額を損金の額に算入して申告したところ、麻布税務署長から、同支払利息の損金算入は法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法132条1項に基づき、各更正処分等を受けた事案で、裁判所はその処分を全部取り消しました。

原告による借入れが行われる原因となった、ヴィヴェンディ・グループが設定した8つの目的は、日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務態勢の強化等の観点からいずれも経済的合理性を有するものであったと認められ、本件再編成等スキームに基づく組織再編取引等は、これらの目的を達成する手段として相当

であったと認められる。そして、これらの目的の達成は原告にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れが原告に不当な経済的不利益をもたらすものであったとはいえない。

そうすると、原告による本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということはできないから、専ら経済的、実質的見地において、純粹経済人として不自然、不合理なものとはいえず、経済的合理性を欠くものと認めることはできない。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2250

(税法データベース編集室：大高 由美子)

■TAINSメールニュース No.437 2019.11.14

賃貸用不動産の評価～節税目的で取得した不動産に評価通達6を適用～

(令01-08-27 東京地裁 棄却 Z888-2271)

被相続人は、節税目的で相続開始前3年5か月前及び2年6か月前に、銀行からの借入金で、2棟の賃貸用不動産を購入しました。この事案は、相続人である原告らが、各不動産を評価通達に基づき評価をして相続税の申告をしたところ、処分行政庁が、評価通達の定めにより評価することが著しく不相当(評価通達6)であるとして、鑑定評価額により更正処分等を行ったことから争われたものです。裁判所では、次のとおり判断し、原告らの請求を棄却しました。

通達評価額は、それぞれ、鑑定評価額の約4分の1の額にとどまっていることなどから、通達評価額が相続開始時における各不動産の客観的な交換価値を示していることについては、相応

の疑義があるといわざるを得ない。

本件における事実関係の下では、本件相続における各不動産については、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くと、各不動産の購入及び各借入れに相当する行為を行わなかった他の納税者との間で、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかというべきであり、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によって評価することが許されるというべきである。

鑑定評価の適正さに疑いを差し挟む点が特段見当たらないことに照らせば、各不動産の相続税法22条に規定する時価は、鑑定評価額であると認められる。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2271

(税法データベース編集室：依田 孝子)

しっかりした補償で専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険
会計参与賠償責任保険

株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 電話0120-320-912 FAX 03-5435-0907

TAINSメールニュース No.438 2019.11.21
公的年金等該当性／フランスの社会保険制度に基づき支給を受けた年金

(平30-05-15 非公開裁決 棄却 F0-1-940)

本件は、審査請求人がフランス共和国の社会保険制度に基づいて支給を受けた年金について、原処分庁から、所得税法35条3項3号に規定する公的年金等に該当するとして所得税等の各更正処分を受けた事案です。請求人は、平成4年から約4年間フランスに滞在し、フランス国内での勤務経験がありました。

審判所は、下記のように本件年金は公的年金等に該当すると判断し、ユーロ建てで入金された年金の収入金額の円換算は、年金入金日の電信売買相場の仲値によるとしています。

いわゆる外国年金については、外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で所得税法31条1号及び2号に規

定する法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類するものに基づいて支給された年金である場合には、同法35条3項3号に規定する公的年金等に該当することとなる。

本件年金は、いずれも、フランスの退職年金制度のうちの一般制度又は補足制度に基づいて支給されたものと認められるのが相当であり、これらの退職年金制度は、いずれも民間の被用者を対象とし、法律でその加入が義務付けられ、賦課方式による財政運営を基礎とする退職年金であるという点において、所得税法31条1号に規定する厚生年金保険法の規定による社会保険又は共済に関する制度に類するものと評価することができる。本件年金は、公的年金等に該当する。

《検索方法》【キーワード】F0-1-940

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.439 2019.11.28
土地の取得費／利用形態の変更と全国市街地価格指数等の変動率による推定

(平30-05-07 非公開裁決 棄却 F0-1-987)

本件は、請求人が、土地の取得費を譲渡に係る収入金額の100分の5に相当する金額であるとして所得税等の確定申告をした後、収入金額に全国市街地価格指数により求めた割合(変動率)を乗じることによって算出した昭和38年当時の推定価額と近隣する5地点の路線価の平均倍率(変動率)から求めた昭和38年当時の推定路線価を基に算出した価額との平均額をもって取得費とするのが相当であるとして更正の請求をした事案です。審判所の判断は次のとおりです。

全国市街地価格指数は「宅地価格」の推移を表す指標であり、また、路線価は、原則として「宅地」の評価に用いるものであるから、これらの指数又は金額の変動率をもって、本件

土地のように農地から昭和38年以後に宅地へと利用形態の変更があった土地の昭和38年当時の価格を推定すること自体、その前提を欠くものといわざるを得ない。その点はおくとしても、請求人推定額の算定の基礎とする全国市街地価格指数は、個別の宅地価格の推移を押し量る指標として適当なものとはいえない。また、本件土地の存する地域と、請求人が本件土地の近隣から任意に抽出したとする5地点が存する地域は、昭和38年当時において、それぞれの地域における土地の利用形態や価格水準などの経済的な事情は明らかに異なるものであったことが伺われ、このように状況の異なる地域の路線価の変動率をもって、昭和38年当時路線価の設定のなかった本件土地が接面する路線の路線価を推定するという方法は、合理的なものであるとはいえない。

《検索方法》【キーワード】F0-1-987

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中



お試し会員へ
の申し込み方法

- STEP.1 お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。
- STEP.2 お試し会員申込みフォーム <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。
- STEP.3 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。
- STEP.4 お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。

タインズ博士



TAINS 研修会の報告

令和元年8月～令和元年12月

TAINSでは、今年度も引き続き、税法に関する実務的な内容と、そこにおいて「TAINSをどう活用するか」、という実務直結型の研修を企画し各地で開催しております。もちろん、リリース以来多くの先生方にご利用いただいております《TAINS6》をご紹介いたしております。

この研修会は、TAINSに未入会の先生方にも受講していただくことによってTAINSを体験していただき、ぜひこれを機会にご入会いただければと企画しております。

私は、コーディネータとして各会場にお邪魔

させていただいておりますが、いずれの会場でも大変多くの先生方にご参加いただいております、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さらに、会員の先生方には、この研修会の模様をホームページで受講いただける、オンデマンド配信をスタートいたしておりますので、ぜひ、ご活用いただければ幸いです。

今後とも、みなさまのご参加と、TAINSのご入会・有効活用をお願い申し上げます。

(事業部委員 住吉 真)

【名古屋】

8月2日、東海税理士会により、名古屋市にて開催いたしました。講師には、はじめて東京地方税理士会の石井幸子先生にご登壇いただき、「消費税のチェックポイント～改正消費税法を中心として～」をテー

マに行いました。まさに消費税改正のファイナルチェックというべきタイミングでの開催、そして石井先生のわかりやすい解説は大変ご好評いただき、98名の先生方にご参加いただきました。

【東京】

10月18日には、東京税理士会により、東京税理士会館にて開催いたしました。講師には、日本税務会計学会常任委員の湊義和先生にご登壇いただき、「役員報酬の諸問題」をテーマに行いました。定期同額給与

を中心に判例・裁決例を豊富にご紹介するこの研修会は、まさに実務直結というべき研修で、160名の先生方にご参加いただいたほか、この研修の模様をライブ配信し、115名の先生方にご覧いただきました。

【仙台】

東北税理士会では、TAINS研修を年2回開催していただいておりますが、今回は、12月10日、仙台市での開催となりました。講師には土屋栄悦先生をお迎えし、

「所得税トラブル事例の検討」と題して研修会を行い、101名の先生方にご参加いただきました。

TAINSでは、今後も、各地で同様の研修会を開催する準備を整えております。

また、講師にお迎えする先生方もさらにお願いいたしており、コンテンツもバリエーション豊かにすべく準備を進めております。

お近くで開催の節は、ぜひご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

日々進歩を続けるTAINSに、ひとりでも多くの先生方のご入会、またご継続をお願い申し上げます。

検索キーワードランキング 20

順位	平成31年1月	平成31年2月	平成31年3月	平成31年4月	令和元年5月	令和元年6月
1	相続税	所得税	消費税	消費税	消費税	消費税
2	法人税	消費税	所得税	法人税	法人税	所得税
3	所得税	取得費	取得費	土地	相続税	資産税審理研修資料
4	役員給与	土地	不動産所得	相続税	土地	相続税
5	給与	譲渡所得	譲渡所得	交際費	贈与	法人税
6	交際費	譲渡費用	必要経費	退職金	寄附金	小規模宅地
7	譲渡	必要経費	建物	所得税	退職金	退職金
8	建物	譲渡	交際費	贈与	所得税	役員
9	借地権	不動産所得	譲渡	修繕費	役員報酬	入一ツ
10	貸倒損失	仕入税額控除	貸倒損失	譲渡	建物	借地権
11	消費税	建物	譲渡費用	判決速報	譲渡	交際費
12	必要経費	法人税	取得価額	重加算税	交際費	贈与
13	贈与	雑所得	土地	役員	借地権	譲渡
14	土地	固定資産税	法人税	取得価額	役員	給与
15	譲渡所得	取得価額	更正の請求	役員退職金	給与	土地
16	譲渡費用	交際費	重加算税	時価	貸倒損失	重加算税
17	役員	退職金	相続税	必要経費	必要経費	役員退職金
18	取得費	資本的支出	事業所得	更正の請求	時価	建物
19	退職金	居住用財産	雑所得	評価	評価	時価
20	小規模宅地	役員	贈与	貸倒損失	役員退職給与	ホームページ

順位	令和元年7月	令和元年8月	令和元年9月	令和元年10月	令和元年11月	令和元年12月
1	相続税	消費税	消費税	消費税	消費税	消費税
2	消費税	交際費	相続税	相続税	交際費	相続税
3	所得税	相続税	交際費	借地権	重加算税	所得税
4	贈与	法人税	土地	重加算税	土地	交際費
5	土地	寄附金	建物	交際費	譲渡	贈与
6	借地権	所得税	法人税	役員	法人税	譲渡
7	評価	譲渡	小規模宅地	土地	相続税	土地
8	法人税	給与	重加算税	所得税	修繕費	法人税
9	役員	土地	役員	贈与	路線価	取得価額
10	役員報酬	取得価額	借地権	法人税	建物	退職金
11	交際費	重加算税	所得税	建物	借地権	調査における法的知識
12	退職金	時価	取得価額	譲渡	贈与	必要経費
13	建物	役員	譲渡	小規模宅地	小規模宅地	役員
14	譲渡	借地権	更正の請求	役員報酬	寄附金	重加算税
15	資産税審理研修資料	贈与	役員報酬	取得価額	貸倒損失	借地権
16	役員退職金	評価	貸倒損失	貸倒損失	役員報酬	建物
17	貸倒損失	貸倒損失	贈与	退職金	給与	寄附金
18	重加算税	建物	寄附金	資本的支出	判決速報	給与
19	給与	退職金	修繕費	資産税審理研修資料	資本的支出	時価
20	小規模宅地	取得費	役員退職金	評価	取得価額	貸倒損失

TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel が必要になります。



各種申請書
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権、根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任、委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の賃貸・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ

- ・2時間で分かる決算書の見方
 - ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
 - ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
 - ・これだけは知っておきたい改正高齢者雇用安定法
- ビデオライブラリ・正高齢者雇用...



ビジネスサポート
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

ダウンロードランキング

- 1位 ◆退職金規程
- 2位 ◆就業規則 有期・無期雇用者兼用【従業員10人以上用の事業場】
- 3位 ◆就業規則【従業員10人未満の事業場】
- 4位 ◆パートタイマー就業規則
- 5位 ◆就業規則 無期雇用者用【従業員10人以上用の事業場】
- 6位 ◆源泉徴収簿兼賃金台帳
- 7位 ◆人事考課の4つの方法と評価者が守るべき留意点 第5章 目標管理方式

1 税法データベース収録情報一覧 2019.12.31現在

	所得 税	法人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,116	3,273	1,512	290	516	345	784	12,836
裁 決	1,957	1,523	1,113	416	203	10	1	5,223
通 達	3,563	4,688	1,998	738	22	0	246	11,255
相 談 事 例	3,741	3,930	2,776	2,401	125	1	326	13,300
その他文書	0	0	0	0	0	0	88	88
行政文書	84	141	0	0	0	0	1,899	2,124
計	15,461	13,555	7,399	3,845	866	356	3,344	44,826

・裁決には、非公開裁決2,742件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は8,373件です。

2 収録期間

2019.12.31現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和元年11月21日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和元年10月30日まで
その他	判決・裁決	令和元年8月27日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2019年12月31日現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,290	20
東京地方	685	5
千 葉 県	243	1
関 東 信 越	547	0
近 畿	1,191	3
北 海 道	189	0
東 北	345	0
名 古 屋	480	1
東 海	332	3
北 陸	155	0
中 国	329	1
四 国	166	0
九 州 北 部	285	0
南 九 州	233	0
沖 縄	75	0
小 計	7,545	34
そ の 他	245	
合 計	7,824	

TAINS研修会のお知らせ

北陸税理士会

日 時：令和2年2月3日（月）13：30～15：30
会 場：ホテル金沢（金沢市）
講 師：若林俊之 草間典子
テーマ：（仮題）「確定申告直前 譲渡所得申告について
-取得費・譲渡経費・特例等の検討-」

千葉県税理士会

日 時：令和2年2月5日（水）13：30～16：00
会 場：千葉県税理士会館
講 師：土屋栄悦 住吉真
テーマ：「所得税トラブル事例の検討」

名古屋税理士会

日 時：令和2年3月19日（木）14：00～17：00
会 場：名古屋税理士会館
講 師：友松悦子 住吉真
テーマ：「事業承継の概要と自社株式の引継ぎ」

南九州税理士会

日 時：令和2年4月9日（木）13：30～15：30
会 場：宮崎観光ホテル（宮崎市）
講 師：川島雅 住吉真
テーマ：「事業承継税制の概要と注意すべき実務上のポイント」

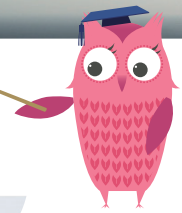
名古屋税理士会

日 時：令和2年6月24日（水）14：00～17：00
会 場：名古屋税理士会館
講 師：熊王征秀 住吉真
テーマ：「誤りやすい消費税の実務」



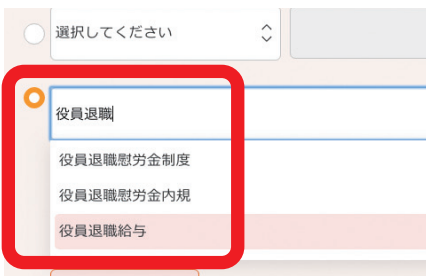
- 発行日／2020年1月15日（VOL.26 通巻第221号）
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／西村 高史
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail：info@tains.or.jp
- HP：https://www.tains.org

生まれ変わったタインズ・シックス ぜひご体感下さい!!



進化した「タインズ・シックス」の新しい機能

新しく、使いやすくなった検索機能



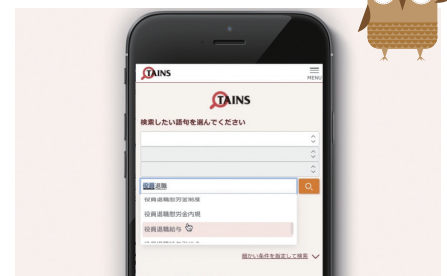
ワードを入力すると、TAINS キーワードの候補が提示され、最適な検索をサポートします。

外部と連携して進化していく横断検索



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

スマートフォンにも対応



TAINS6はスマホやタブレットに対応しました。調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

税理士視点の「要点」



平成28年2月24日判決

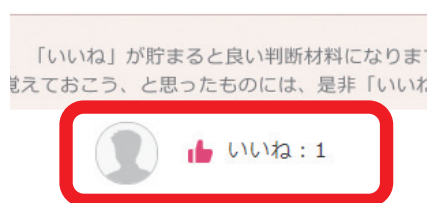
【輸出免税/外国人主催の訪日旅行】

要点

訪日ツアーを主催する海外旅行会社は、その取引が輸出免税取引である

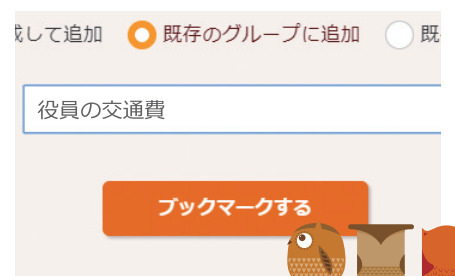
判決・裁判については、税理士視点による『要点』を新たに収録していきます。

税理士の集合知としての「いいね」



ユーザーである税理士の集合知によって、役立つ情報が一目でわかります。

便利なブックマーク



後から読み返したい情報はブックマークすることができます。

『タインズ・シックス』はサービス面でもバージョンアップしました。

■「無料お試し会員」もスタート



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

会費・利用料	
個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small>	法人会員 <small>税理士法人でライセンス以上ご利用の方はこちら。</small>
月払い 2,018円 (税込)	月払い 4,037円～ (税込)

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。
 FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名 / 法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的 (メールニュース・研修等の TAINS からのお知らせ) の範囲内で適切に取り扱いいたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID 及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
 TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
 Mail: info@tains.or.jp HP: https://www.tains.org

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊会独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊会ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に――。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。
是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 **江本 英仁**（関東信越税理士会 会長）



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

